

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業振興課） 43

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 43
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 43
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 44
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 44
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 44
○森林法による通知に代える公示（3件）……………（治山課） 45
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 45
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 45

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 48

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 48

道人事委員会告示

○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正…………… 50
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正…………… 50

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1の類型Ⅱの項中「企業立地促進法適用地域」を「旧企業立地促進法適用地域」に改め、同表の備考2の事項中「企業立地促進法適用地域」を「旧企業立地促進法適用地域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に、「。以下「企業立地促進法」を「」（以下「旧企業立地促進法」に、「とは企業立地促進法」を「とは旧企業立地促進法」に改め、同表の備考5の事項(1)中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条」に改め、同表の備考6の事項中「企業立地促進法」を「旧企業立地促進法」に改める。

別表第2の類型Ⅱの項中「企業立地促進法適用地域特例」を「旧企業立地促進法適用地域特例」に改め、同表の備考2の事項中「企業立地促進法適用地域特例」とは、企業立地促進法を「旧企業立地促進法適用地域特例」とは、旧企業立地促進法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年9月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
西 高 倉	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理）	北 海 道 石 狩 振 興 局
和寒東部第1	暗渠排水、区画整理	北海道上川総合振興局
和寒東部第2	同	同
白 川	農業用排水施設、区画整理	北海道渡島総合振興局

北海道告示第551号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 9 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
本 別	区画整理、暗渠排水 ^{きよ}	平成28.11.30
仙 美 里	同	同 28.12.22
同	除礫 ^{れき}	同 27.11.30
美 蔓 高 倉	農業用排水施設	同 28.11.30
同	区画整理、暗渠排水、除礫	同 28.11.10
同	客土	同 28. 2.18
上居辺第2	農業用道路	同 28.10.20
同	区画整理	同 28.12. 9
同	暗渠排水、除礫	同 27.12. 9
同	客土	同 26.12.19
同	農用地造成	同 25.12.19
東 宝	農業用道路	同 28. 9.27
湧 洞	区画整理、暗渠排水	同 28.12. 9
礼 文 内	暗渠排水	同 28.11.30

北海道告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成29年 9 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町歌登本幌別4292、4298から4302まで、6209から6213まで
- 2 指 定 の 目 的 水源の涵養^{かん}
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年 9 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 9 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町・茅部郡森町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに根室市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。

平成29年9月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第521号
- 2 所在が不明な者 柳澤 義則

北海道告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定によ

る保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を松前町役場の掲示場に掲示した。

平成29年9月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第499号
- 2 所在が不明な者 木村 満、中村 衣子、三上 シエ、森山 槇三

北海道告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。

平成29年9月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年農林水産省告示第1393号
- 2 所在が不明な者 山下 稔、山下 康博、深貝 清

北海道告示第558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年9月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山本の沢（Ⅱ-26-1260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月22日

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採（Ⅰ－９－４４－２７６５）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採５丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ丘１丁目２（Ⅰ－９－６４－２７８５）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡１丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ丘１丁目１（Ⅱ－９－２９－２１２３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡１丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採５丁目（Ⅲ－９－１４－７６７）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採５丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鵜泊川（Ⅱ－２６－０４５０）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区新成（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山古櫓多(1)（Ⅱ－２－３６１－１１４４）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太櫓（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山古櫓多(2)（Ⅱ－２－３６２－１１４５）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区太櫓（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山新成１（Ⅱ－２－３５８－１１４１）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区新成（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山新成２（Ⅱ－２－３５９－１１４２）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区新成（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北檜山新成3（Ⅱ－2－360－1143） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区新成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北檜山太櫓2（Ⅰ－2－572－1610） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区太櫓、共和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 良瑠川（Ⅱ－26－0430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区新成（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌1（Ⅰ－2－590－1628） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌2（Ⅰ－2－591－1629） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌3（Ⅰ－2－592－1630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美谷川（Ⅰ－26－1270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 郵便局の沢（Ⅰ－26－1280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局関係建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
--	---

総合振興局告示及び振興局告示

北海道留萌振興局告示第1003号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年9月22日

北海道留萌振興局長 松 浦 豊

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 1 台
- 2 落札を決定した日
平成29年7月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 UDトラックス北海道株式会社
(2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- 4 落札金額
37,500,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年6月16日付け北海道留萌振興局告示第1001号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号

北海道オホーツク総合振興局告示第1420号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年9月22日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 1 台
- 2 落札者を決定した日
平成29年9月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 横田印刷株式会社
(2) 住 所 紋別市港町4丁目1-21

4 落札金額

基本使用料	4,300円
枚数区分単価	1 枚から2000枚まで 1.53円
	2001枚から4000枚まで 1.53円
	4001枚以上 1.53円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年7月28日付け北海道オホーツク総合振興局告示第109号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年9月22日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1 69,000リットル
- (2) A重油その2 35,000リットル
- (3) A重油その3 48,000リットル
- (4) A重油その4 54,000リットル
- (5) A重油その5 60,000リットル
- (6) A重油その6 19,000リットル
- (7) A重油その7 16,000リットル
- (8) A重油その8 25,000リットル
- (9) A重油その9 63,000リットル
- (10) A重油その10 28,000リットル
- (11) A重油その11 26,000リットル
- (12) A重油その12 27,000リットル
- (13) A重油その13 27,000リットル
- (14) A重油その14 29,000リットル
- (15) A重油その15 44,000リットル

- (16) A重油その16 29,000リットル
- (17) 灯油その1 23,000リットル
- (18) 灯油その2 30,000リットル
- (19) 灯油その3 11,000リットル
- (20) 灯油その4 15,000リットル
- (21) 灯油その5 28,000リットル
- (22) 灯油その6 9,000リットル
- (23) 灯油その7 9,000リットル
- (24) 灯油その8 16,000リットル
- (25) 灯油その9 31,000リットル
- (26) 灯油その10 11,000リットル
- (27) 灯油その11 12,000リットル
- (28) 灯油その12 10,000リットル
- (29) 灯油その13 7,000リットル
- (30) 灯油その14 19,000リットル
- (31) 灯油その15 12,000リットル
- (32) 灯油その16 9,000リットル
- (33) 灯油その17 9,000リットル

2 落札を決定した日

平成29年9月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(5)まで、(17)、(18)、(21)、(29)、(30)及び(33)

ア氏名 Y S ヤマシヨウ株式会社

イ住所 帯広市西1条南3丁目10番地2

- (2) 1の(6)、(8)、(11)、(19)及び(26)

ア氏名 株式会社晃陽燃料

イ住所 帯広市東5条南21丁目1番地9

- (3) 1の(7)

ア氏名 宮本商産株式会社

イ住所 帯広市西2条南5丁目1番地

- (4) 1の(9)

ア氏名 北海道エネルギー株式会社

イ住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (5) 1の(10)

ア氏名 栗林石油株式会社

イ住所 室蘭市入江町1番地19

- (6) 1の(12)

ア氏名 廣尾協同石油株式会社

イ住所 広尾郡広尾町会所前2丁目築港埋立地

- (7) 1の(13)及び(15)

ア氏名 株式会社J A サービス帯広かわにし

イ住所 帯広市川西町西2線61番地

- (8) 1の(14)、(16)及び(20)

ア氏名 三洋興熱株式会社

イ住所 帯広市西8条南7丁目1番地

- (9) 1の(22)から(24)まで、(27)及び(32)

ア氏名 株式会社オカモト

イ住所 帯広市東4条南10丁目2番地

- (10) 1の(25)及び(31)

ア氏名 ミナミ石油株式会社

イ住所 札幌市篠路7条1丁目4番1号

- (11) 1の(28)

ア氏名 有限会社勝見商店

イ住所 広尾郡広尾町本通8丁目11番地

4 落札金額

- (1) 46.40円
- (2) 46.80円
- (3) 47.40円
- (4) 48.40円
- (5) 47.80円
- (6) 56.50円
- (7) 56.50円
- (8) 52.80円
- (9) 50.10円
- (10) 47.80円
- (11) 54.50円
- (12) 60円
- (13) 48.50円
- (14) 48.40円
- (15) 48.50円

(16) 48.40円 (17) 46.50円 (18) 46.90円 (19) 48.30円 (20) 48.80円 (21) 48.30円 (22) 56円 (23) 59円 (24) 61円 (25) 58.49円 (26) 48.30円 (27) 57.40円 (28) 57円 (29) 50.80円 (30) 50.80円 (31) 55.99円 (32) 63円 (33) 50.80円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年7月28日付け北海道教育庁十勝教育局告示第40号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	「 厚沢部町新町 厚沢部中学校 」を 「 厚沢部町新町 厚沢部町新町 厚沢部中学校 厚沢部町総合給食センター 」に改める。 北海道人事委員会告示第10号 平成27年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成29年8月1日から適用する。 平成29年9月22日 北海道人事委員会委員長 楢田信知 檜山振興局の項中「江差町ほか2町学校給食センター」を「江差町・上ノ国町学校給食センター」に改める。
道 人 事 委 員 会 告 示	
北海道人事委員会告示第9号 平成27年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。 平成29年9月22日 北海道人事委員会委員長 楢田信知 檜山振興局の項中	